

推進編

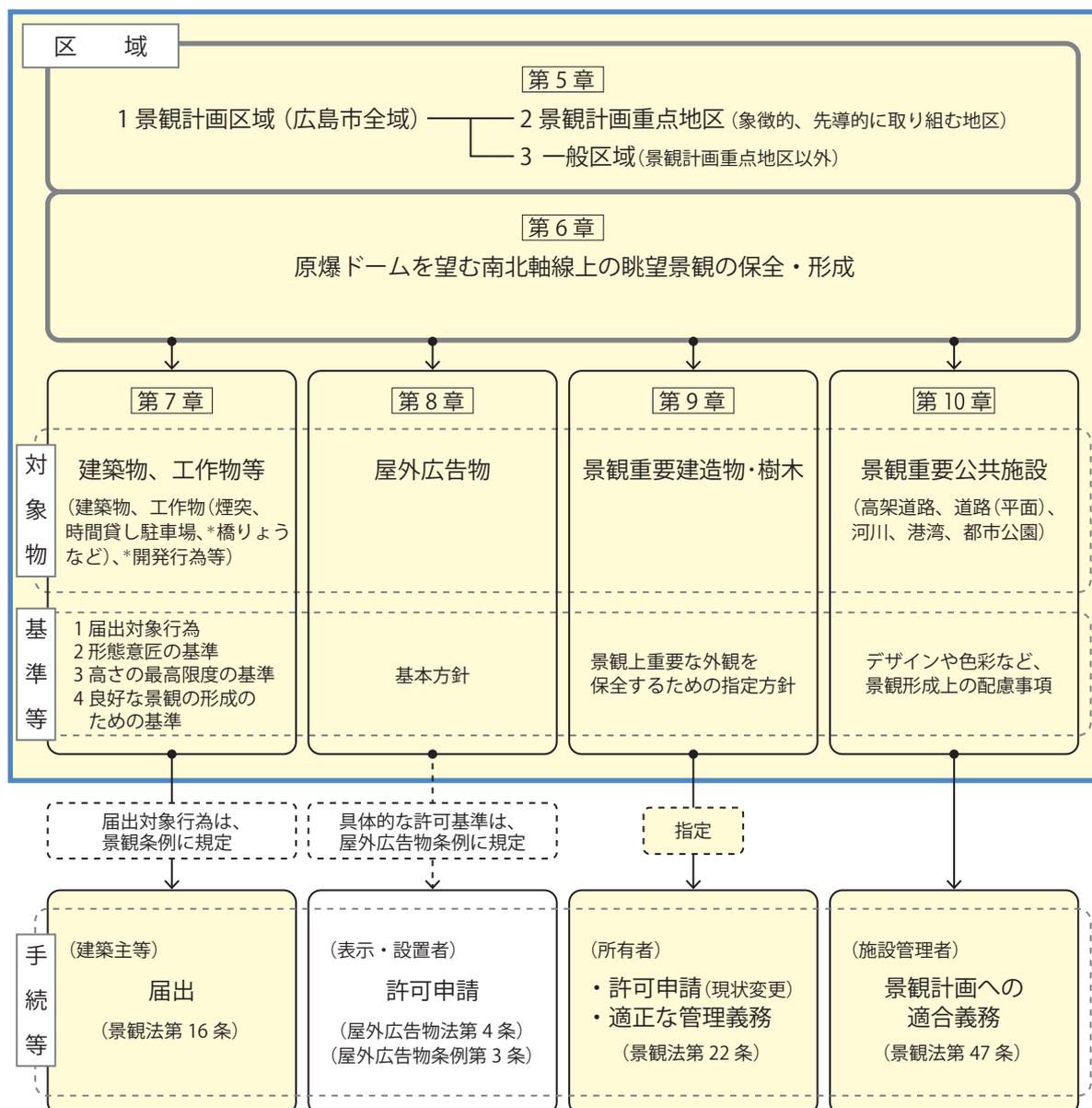
■ 推進編について

推進編では、ビジョン編で整理した基本方針や施策展開の方向性を踏まえ、「第5章」で景観計画の区域、「第6章」で原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成、「第7章から第10章」では、建築物や屋外広告物等の各対象物について景観計画で定める内容(建築物、工作物等の届出対象行為や形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)の基準、高さの最高限度の基準、良好な景観形成のための基準、屋外広告物の基本方針など)を取りまとめています。

「第11章」では、市民、*事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、景観法に基づく建築物や工作物の届出制度などの施策にあわせて、景観づくりを総合的に推進するための具体的な方策を体系的に整理しています。

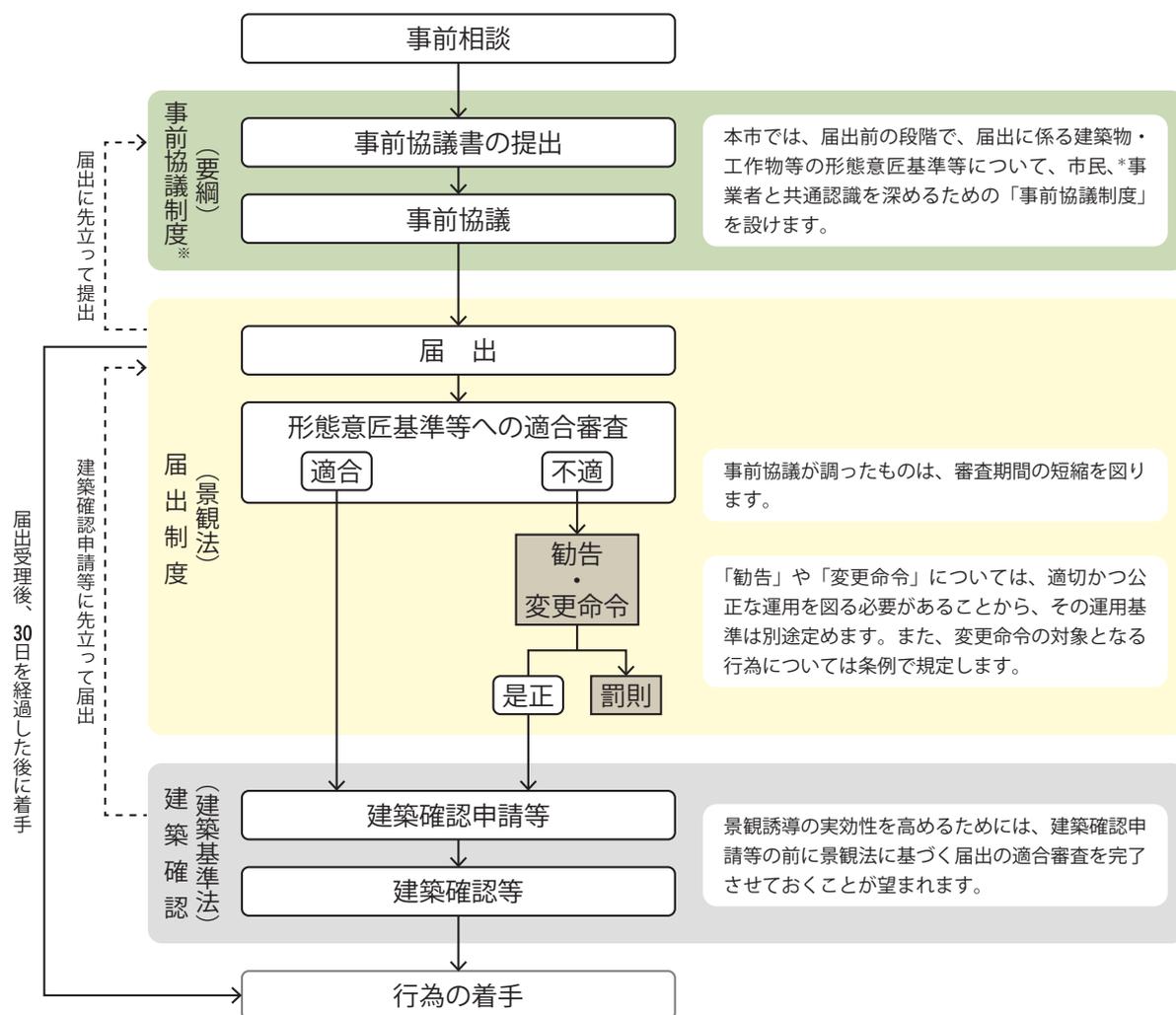
下図は、第5章から第10章の構成と各対象物の法的な手続等の全体的な枠組を示したものです。

景観法に基づく景観誘導の枠組(第5章～第10章)



建築物・工作物等の届出制度、事前協議制度等の関係について

下図は、景観法に基づく「第7章 建築物・工作物等の届出制度」に関する手続と、本市が採用する「事前協議制度」及び「建築確認」に関する手続との関係を示したものです。



※ 事前協議制度

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定して以来、40年以上にわたり、要綱に基づき市民、*事業者の方と、建築物や屋外広告物などのデザインについて対話型の協議を進めてきました。この対話型の協議の積み重ねにより、より良い景観形成に向けた共通の理解を醸成し、今日の美しい広島はの景観が形成されてきました。

建築物・工作物等の形態意匠基準等を景観法に基づく景観計画に定めることにより、景観誘導の法的拘束力は高まることとなりますが、引き続き、形態意匠基準等を含め、景観形成に向けた共通の理解を醸成していくことが重要であるため、これまでの対話型の協議を残すことにします。

そのため、事前協議を景観法に基づく届出制度に先立つ制度として位置付けたうえで、事前協議制度に関する要綱を設けます。

